

区分		品 名		破碎選別工場							製品等	関係団体 (詳しくはリンク先を参照)	
				搬 入	処 理				搬 出				
					ごみ種	選別		選別 種類	破碎	減容 圧縮			売却
手	機械												
容器包装廃棄物 ※1	分別基準 適合物 ※2	ガラスびん	無 色	びん	○		1			○		①食品瓶用 ②ビール瓶 ③酒（一升瓶）	(公財) 日本容器包装リサイクル協会 ガラスびん3 R促進協議会
			茶 色		○		1			○			
			濃 い 緑 色		○		1			○			
			薄 い 緑 色		○		1			○			
			青 色		○		1			○			
			瑠 璃 色		○		1			○			
			黒 色		○		1			○			
			黄 緑 色		○		1			○			
			その他の色		○		1				○		
			リターナブルびん		○		37			○		①酒瓶 ②調味料瓶 ③洋酒瓶 ④飲料瓶	
	ペットボトル	ペットボトル	○		1		○		○	ペットボトル、衣類 食品用トレイ、食品用パウチ等	P E T ボトルリサイクル推進協議会		
	紙製容器包装 ※3	雑誌類	○		1			○		段ボールライナー、 お菓子箱等	紙製容器包装リサイクル推進協議会		
	分別基 以外 適の 合物 等	スチール缶	かん		○	1	○		○		鋼材（縞鋼板、丸鋼、線材等）	スチール缶リサイクル協会	
		アルミ缶		○		1	○		○		飲料缶等 アルミ原料	アルミ缶リサイクル協会	
		段ボール	段ボール	○		1			○		段ボールシート	段ボールリサイクル協議会	
		紙パック	牛乳パック	○		1			○		白板紙	全国牛乳容器環境協議会	

※1 容器包装廃棄物とは、容器包装が使用済みになって一般廃棄物として排出されたもの。

※2 分別基準適合物とは、市町村の分別収集計画に基づき分別収集されたもので、指定保管施設に保管されているもの。

※3 紙製容器包装とは、商品の容器のうち主として紙製のもの。（箱及びケース、カップ形の容器及びコップ、皿、袋等）

※4 指定法人とは、特定事業者の委託を受けて特定分別基準適合物の再商品化を適正かつ確実に実施することができると認められた法人として、1996年10月に主務大臣が指定したもの。